

平成30年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

株式会社富士交通では、運輸安全マネジメントの導入に伴い、社長以下全従業員が一丸となって、輸送の安全を確保するため、昨年度と同様、以下の通り取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針 【安全は全てに優先する】

- (1) 安全輸送が当社の最大の使命であり、安全の確保を最優先にします。
- (2) 安全に関する現場の声を生かして安全の確保に努めます。
- (3) 輸送の安全の確保に向けた安全対策については PDCA サイクルで、不断に見直しを図り、絶えず輸送の安全性向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する重点施策

安全管理規程における「輸送の安全に関する重点施策」について、平成30年度は以下の項目に重点を置いて取り組みます。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 社員教育を充実させ、全社員で輸送の安全に取り組みます。

3. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況。

(1) 目標の達成状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数 | |
| 重大事故 | 2件(目標0件) ※車両故障 |
| ② 人身事故 | 0件(目標0件) |
| ③ 物損事故(第一当事者) | 0件(目標0件) |
| ④ 自損事故(有責一こすり等軽微なもの) | 14件(目標0件) ※7件が後退時 |

(2) 本年度の目標

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数 | |
| 重大事故 | 0件 |
| ② 人身事故 | 0件 |
| ③ 物損事故(第一当事者) | 0件 |
| ④ 自損事故(有責一こすり等軽微なもの) | 50%減 |
| ⑤ 上記の内バック事故件数 | 50%減 |

4. 輸送の安全に関する計画

昨年度は、重大事故(車両故障による運行停止)が2件発生したため、予防整備を確実に実施します。又、有責自損事故が前年度よりかなり増加、特に後退時の静止物への衝突が増加していることから、講習会、点呼時において特段の注意を促し、新たに無事故表彰制度を設けることを柱に以下の項目について取り組みます。

(1) 強化月間の設定

自損事故の発生が比較的多い6月と9月を事故防止強化月間として事故防止に取り組む。特に後退時の安全確認について重点的な指導を実施する。

- (2) 交通安全運動への取組
年間4回実施される交通安全運動に当社独自の取組も交えて取り組む。
運動終了後の実施報告書には当社の独自の施策の反省も記すこととする。
- (3) ヒヤリハット事例の収集
ヒヤリハット事例の収集について年間50件を目標に施策を講じて取り組む。
ヒヤリハット情報の提出件数を考課給に反映することで件数増を図る。
- (4) 無事故表彰制度の創設
無事故表彰制度を4月から導入し事故防止に役立てる。
- (5) デジタコの本格導入
既に導入済みのドライブレコーダーを認定機種に変更するのに合わせて、デジタルタコメーターを平成30年6月末までに10基導入し、その後平成31年12月までに全車に導入する。それに合わせて効率的な運行管理とデータを用いた事故防止の指導に取り組む。
- (6) ドライブレコーダーの有効活用
ドライブレコーダーの記録映像を使い事故防止講習会を3カ月ごとに実施する。
- (7) 運転士全員の運転記録証明書の取得
- (8) 運輸安全管理会議を毎月開催
- (9) サービスミーティングを3カ月ごとに開催
社員の意見や要望を収集するとともに安全に関する指示指導の機会とする。
- (10) 主任副主任会議を年2回開催
- (11) クレフィール湖東交通安全教習所への宿泊研修

5. 輸送の安全の確保に関する費用支出と投資の実施状況

(1) 輸送の安全に関する費用の支出	
① 外部研修への参加(5名)	35,000円
② 適性診断の受診(9名)	20,700円
③ 健康診断の受診	192,328円
④ 運行管理者一般講習の受講(3名)	9,300円
⑤ 運行管理者基礎講習の受講(1名)	17,900円
合計	275,228円
(2) 輸送の安全に関する投資実績	
① ASV搭載車両の導入(大型1台・中型1台)	74,138,820円
② アルコールチェッカーの購入(10機)	216,000円
合計	74,354,820円

6. 輸送の安全の確保に関する費用支出と投資の計画

(1) 輸送の安全に関する費用の支出	
① 外部研修への参加(15名)	110,000円
② 適性診断の受診(10名)	23,000円
③ 健康診断の受診(65名)	200,000円
④ 運行管理者一般講習の受講(4名)	12,400円
⑤ クレフィール湖東交通安全教習所への宿泊研修	118,000円
合計	463,400円
(2) 輸送の安全に関する投資	
① ASV搭載車両の導入(大型2台)	80,000,000円
② アルコールチェッカーの購入	216,000円
③ ドラレコ・デジタコ一体型機器の導入	8,000,000円
合計	88,216,000円

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 管理部門に対する教育・研修の実績
- | | |
|--|------|
| ① 運行管理者一般講習の受講 | 3名受講 |
| ② 運行管理者基礎講習の受講 新任運行管理補助者 | 1名受講 |
| ③ 外部研修への参加
NASVA 主催研修会 3回、民間主催 2回参加 | 5名受講 |
| ④ 運行管理者試験 | 1名受験 |
- (2) 運転士に対する教育・研修の実績
- ① 安全運転講習会
12/13 バス協会主催の講習会参加
12/27 年末年始の安全総点検に合わせて講習会を開催
ドライブレコーダーを使った指導、労基法他の講義、急ブレーキの実地訓練
3/14 安全運転講習会開催
- ② 救急救命講習の受講
3/13 金沢市消防主催の普通救命講習会を受講
- ③ 添乗指導
会社主催ツアーを利用して運行管理者が添乗員として乗務しながら指導した。
- ④ 運転士全員の運転経歴証明書を取得(8月)
- ⑤ 健康診断の実施 29年8月及び30年2月の2回実施
- ⑥ 健康指導 保健士による健康指導を3名受診

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 管理部門に対する教育・研修の計画
- ① 運行管理者一般講習の受講(林・南・谷口・澤枝計4名)
- ② 運行管理者基礎講習の受講(新任運行管理補助者)
- ③ 外部研修への参加 NASVA 主催研修会参加
- ④ 運行管理者試験
- ⑤ 「交代運転者の配置基準」、「安全安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」社内研修会開催
- (2) 運転士に対する教育・研修の計画
- ① 安全運転講習会を年3回開催(8月・12月・3月)
- ② ドライブレコーダーを使った研修を年4回開催
- ③ 救命講習会に参加
- ④ デジタルカメラを使用した個別指導の実施
- ⑤ 適性診断の受講と結果を基にした指導の実施
- ⑥ 健康診断の年2回実施と保健士による指導の受診
- ⑦ 会社主催ツアーを利用した運転士の添乗指導を10回実施
- ⑧ 丸フィール湖東における宿泊研修に2名派遣(12/10-11 予約済)

9. 安全管理規程

【別紙のとおりです】

10. 輸送の安全に係る情報伝達体制

安全管理体制図【別紙のとおりです】

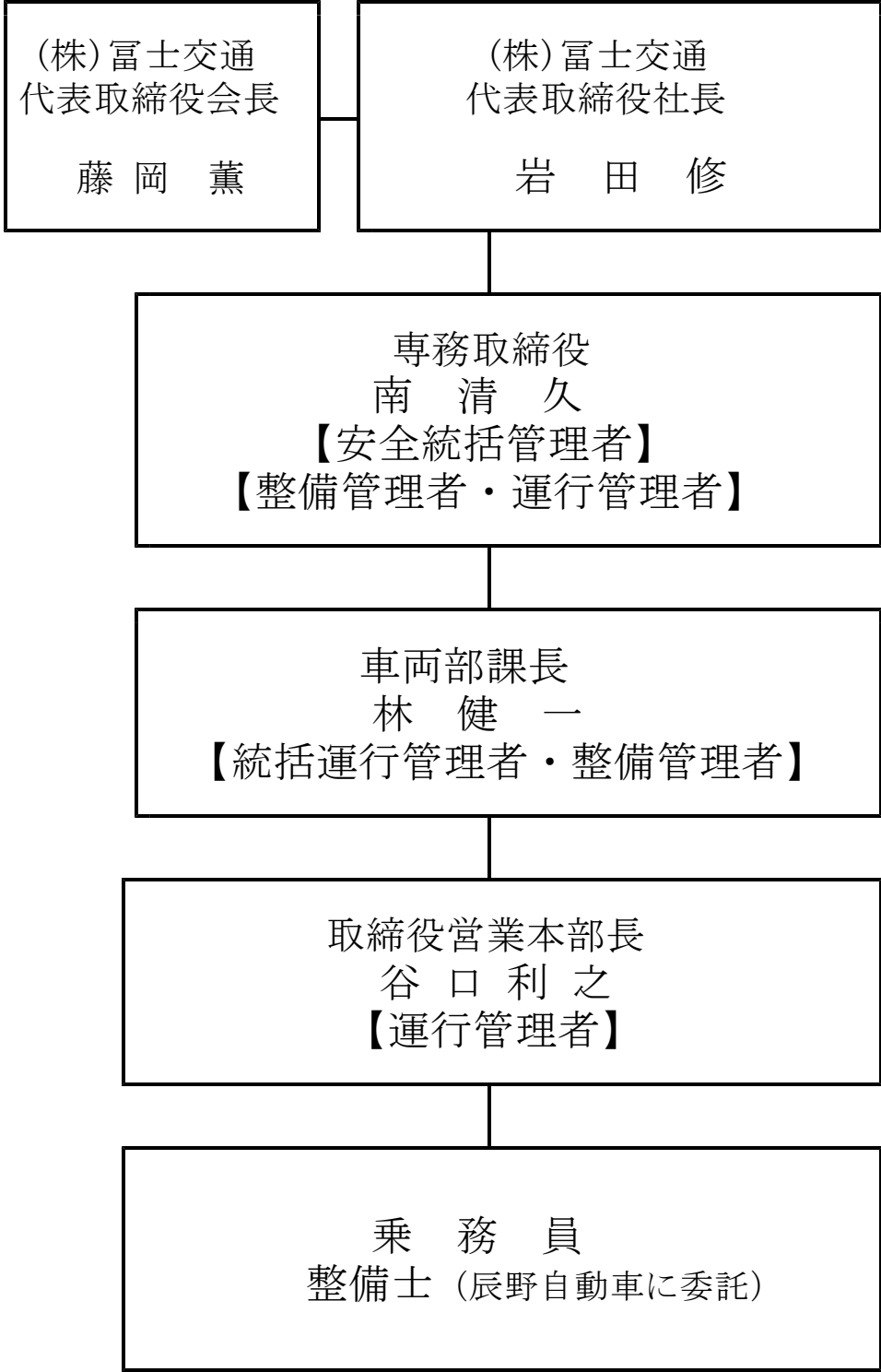
重大事故・テロ・バスジャック・災害等に関する連絡系統図【別紙のとおりです】

11. 安全統括管理者

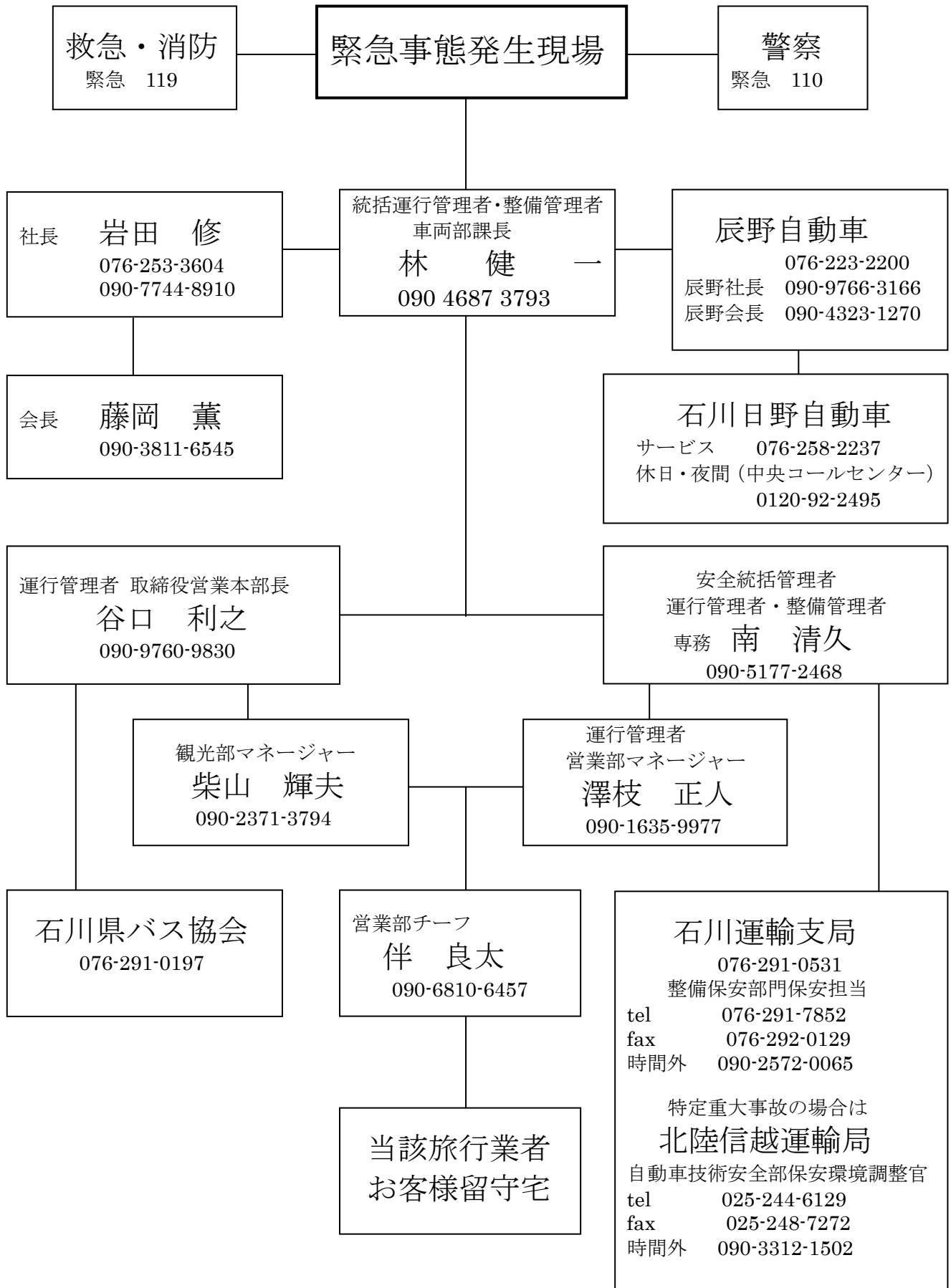
専務取締役 南 清 久

安全管理体制

(組織体制及び指揮命令系統図)



事故・災害等に関する報告連絡体制図



株式会社富士交通 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は道路運送法(以下「法」という。)

第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 会社はグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、社内を統括し、指導監督を行う。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときには、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等による、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四 章輸送の安全を確保するため、社員に対し施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意志疎通を十分に行う事により、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう様な事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、

適切な対処策を講じる。

(事故防止対策等の検討)

第十三条 事故防止対策は労使で組織する事故防止委員会で検討し実施する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十四条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合には、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十五条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十六条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十七条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

(情報の公開)

第十八条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十九条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営のトップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。